

2020年6月9日

吸収分割にかかる事前開示書面

大阪府中央区南久宝寺町二丁目1番5号
イトアンド株式会社
代表取締役 仲田 浩康

イトアンド株式会社（2020年10月1日付で「イトアンド株式会社」から「株式会社イトアンドホールディングス」に商号変更予定、以下「当社」または「分割会社」といいます）は、2020年10月1日を効力発生日として、当社が営む「食品営業本部及び商品本部が所管する食品販売及び製造等に関するすべての事業」、「外食第一営業本部及び外食第二営業本部のうちラーメン営業部が所管する外食事業等に関するすべての事業」、「外食第二営業本部のうちベーカリー・カフェ営業部が所管する外食事業等に関するすべての事業」、「海外戦略本部が所管する海外事業等に関するすべての事業」を当社の100%子会社である株式会社イトアンドフーズ、株式会社大阪王将、株式会社アールベイカー、株式会社イトアンドインターナショナル（以下「各承継会社」といいます。）に対してそれぞれ承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）を行うこととし、2020年5月26日付で、各承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしましたので、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき、次のとおり開示いたします。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1から4のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

（1）対価の総数に関する事項

本吸収分割に際して、各承継会社は、それぞれ新たに普通株式8,000株を発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。当社は各承継会社の完全親会社であり、本吸収分割に際して各承継会社が発行する株式の全てが当社に交付されること、各承継会社が発行する株式数については、当社及び各承継会社の協議により決定しており、相当であると判断しております。

（2）吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金等の額に関する事項

本吸収分割により増加する各承継会社の資本金等の額は、次のとおりであり、本吸収分割後の事業内容並びに当社から承継する資産及び負債に照らして相当であると判断しております。

① 株式会社イトアンドフーズ

(イ) 資本金：80,000,000円

(ロ) 資本準備金：0円

(ハ) その他資本剰余金株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額

② 株式会社大阪王将

(イ) 資本金：80,000,000円

(ロ) 資本準備金：0円

(ハ) その他資本剰余金株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額

③ 株式会社アールベイカー

(イ) 資本金：80,000,000円

(ロ) 資本準備金：0円

(ハ) その他資本剰余金株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額

④ 株式会社イトアンドインターナショナル

(イ) 資本金：80,000,000円

(ロ) 資本準備金：0円

(ハ) その他資本剰余金株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額

3. 吸収分割に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 各承継会社における最終事業年度に係る計算書類等

(1) 株式会社イトアンドフーズ

同社は、2020年5月25日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。また、成立の日以後を臨時決算日とする臨時計算書類はありません。

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	—
現預金	10,000	純資産の部	
		資本金	10,000
資産合計	10,000	負債及び純資産合計	10,000

(2) 株式会社大阪王将

同社は、2020年5月25日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。また、成立の日以後を臨時決算日とする臨時計算書類はありません。

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部	10,000	負債の部	—
現預金		純資産の部	
		資本金	10,000
資産合計	10,000	負債及び純資産合計	10,000

(3) 株式会社アールベイカー

同社は、2020年5月25日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。また、成立の日以後を臨時決算日とする臨時計算書類はありません。

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部	10,000	負債の部	—
現預金		純資産の部	
		資本金	10,000
資産合計	10,000	負債及び純資産合計	10,000

(4) 株式会社イトアンドインターナショナル

同社は、2020年5月25日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。また、成立の日以後を臨時決算日とする臨時計算書類はありません。

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部	10,000	負債の部	—
現預金		純資産の部	
		資本金	10,000
資産合計	10,000	負債及び純資産合計	10,000

5. 分割会社の最終事業年度の末日後、及び承継会社の成立日以後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担、その他の会社財産に重要な影響を与える事象の内容

分割会社及び各承継会社ともに該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2020年3月31日現在の最終の貸借対照表における資産の額は18,576,365千円、負債の額は11,348,644千円、純資産の額は7,227,720千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

当社の各承継会社に対する本吸収分割により、当社が各承継会社に対して移転する資産及び負債の額(2020年3月31日現在の貸借対照表を基準に算出した概算値)は以下のとおりとなる見込みです。

① 株式会社イトアンドフーズ

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,112,856	流動負債	4,771,103
固定資産	6,971,811	固定負債	1,764,328

② 株式会社大阪王将

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	842,830	流動負債	1,130,637
固定資産	2,213,994	固定負債	757,499

③ 株式会社アールベイカー

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	169,076	流動負債	335,202
固定資産	781,152	固定負債	82,606

④ 株式会社イトアンドインターナショナル

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	32,825	流動負債	13,018
固定資産	97,571	固定負債	4,345

また、本吸収分割の効力発生日までに当社及び各承継会社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

このため、当社は、各承継会社に対する本吸収分割の実施後も、資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれ、当社の負担する債務の履行の見込みについて問題がありません。なお、各承継会社に承継する負債については、当社が重畳的に引き受けることを申し添えます。

(2) 各承継会社の債務の履行の見込みについて

株式会社イトアンドフーズ、株式会社大阪王将、株式会社アールベイカー、株式会社イトアンドインターナショナルの成立日現在の資産及び負債の額は上記4.の(1)(2)(3)(4)のとおりであり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

また、上記各社が吸収分割によって承継する資産及び負債は上記6.(1)の①②③④のとおりです。

よって、本吸収分割の実施後も、上記各社は資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれており、上記各社はいずれも負担する債務の履行の見込みについて問題がありません。

以上

別紙 1



吸収分割契約書

イトアンド株式会社（以下「甲」という）及び株式会社イトアンドフーズ（以下「乙」という）は、甲の本事業（第2条に定義する）を乙が承継する吸収分割（以下「本吸収分割」という）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲

商号：イトアンド株式会社

住所：大阪府大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号

(2) 乙

商号：株式会社イトアンドフーズ

住所：大阪府大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号

第2条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、甲が効力発生日（第6条に定義する。以下同じ）において営む下記に規定する事業（以下「本事業」という）等に関して有する次条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

記

甲の食品営業本部及び商品本部が所管する食品販売及び製造等に関するすべての事業

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 乙は、本分割により、別紙「承継権利義務明細表」に記載した資産、負債、契約その他の権利義務を甲より承継する。

2. 乙が甲から承継する資産及び負債の評価は、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、本吸収分割の効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

3. 前項に基づき、乙が甲から承継する債務については、重疊的債務引受の方法による。ただし、当該承継債務について、甲が履行その他の負担をしたときには、甲は乙に対して、その負担の全額を求償することができる。

第4条（割当交付する株式）

乙は、本分割に際し、普通株式8,000株を新たに発行し、そのすべてを甲に対して割り当て、交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金等の金額は以下の通りとする。

資本金：80,000,000円

資本準備金：0円

その他資本剰余金：株主資本等変動額から資本金、資本準備金の金額を減じて得た金額

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2020年10月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（吸収分割契約承認株主総会）

甲及び乙は本契約書につき承認を得るため、2020年6月30日までにそれぞれの承認機関の承認決議を得るものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後も、本事業に関し競業避止義務を負わない。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第10条（本契約の変更及び解除）

本契約締結から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに第7条に定める株主総会の承認を得られなかった場合、並びに、本吸収分割の実行に必要なとされる関係官庁の許認可等が得られなかった場合には、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、これを定める。

2020年5月26日

甲

大阪府大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号
イトアンド株式会社
代表取締役 仲田浩康



乙

大阪府大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号
株式会社イトアンドフーズ
代表取締役 仲田浩康



別紙1

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する本事業に属する資産、契約その他権利義務は、効力発生日において甲が有する本事業に属する次の権利とする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、本吸収分割の効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

1 承継する資産

(1) 流動資産

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する預金、売掛金、商品、製品、原材料、その他の流動資産

(2) 固定資産

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する建物、機械装置、土地、無形固定資産、その他の固定資産

(3) 投資、その他の資産

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する保証金、長期前払費用等その他の資産

2 承継する負債

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する買掛金、長期借入金、未払金、未払費用、賞与未払費用及び退職給付引当金及びその他の負債。

3 承継する雇用契約等

次の各号に定める従業員と甲との間の雇用契約その他全ての労働契約上の権利義務。

(1) 効力発生日において、主として本事業に従事する各従業員（正社員、嘱託社員、契約社員、パート社員、アルバイト等を含む）

(2) 甲が過半数労働者代表と締結する労使協定のうち、本事業に関わるもの

4 承継する契約その他の権利義務等

(1) 知的財産

本事業に関する商標権、特許権その他知的財産権に係る権利は、乙に承継しない。

(2) 雇用契約以外の契約

本事業に関して甲が締結した、取引基本契約、金銭消費貸借契約、秘密保持契約、業務委託契約、保険契約、その他本事業に属する一切の契約に係る契約上の地位及びこれらの契

約に付随する権利義務。但し、これらの契約のうち、甲の本事業以外の事業にも関わる契約については、本事業に関わる部分についてのみ承継される。

5 承継する許認可等

甲が保有している本事業に関連する許可、認可、承諾、登録等のうち、法令上承継が可能であり、甲が乙へ承継する必要があると判断したもの。

6 その他

上記1項から5項に記載の権利義務のうち、分割承継が困難な契約上の地位などの一部については承継対象から除く。



別紙 2



吸収分割契約書

イトアンド株式会社（以下「甲」という）及び株式会社大阪王将（以下「乙」という）は、甲の本事業（第2条に定義する）を乙が承継する吸収分割（以下「本吸収分割」という）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲

商号：イトアンド株式会社

住所：大阪府大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号

(2) 乙

商号：株式会社大阪王将

住所：大阪府大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号

第2条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、甲が効力発生日（第6条に定義する。以下同じ）において営む下記に規定する事業（以下「本事業」という）等に関して有する次条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

記

甲の外食第一営業本部及び外食第二営業本部のうちラーメン営業部が所管する外食事業等に関するすべての事業

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 乙は、本分割により、別紙「承継権利義務明細表」に記載した資産、負債、契約その他の権利義務を甲より承継する。

2. 乙が甲から承継する資産及び負債の評価は、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、本吸収分割の効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

3. 前項に基づき、乙が甲から承継する債務については、重畳的債務引受の方法による。ただし、当該承継債務について、甲が履行その他の負担をしたときには、甲は乙に対して、その負担の全額を求償することができる。

第4条（割当交付する株式）

乙は、本分割に際し、普通株式8,000株を新たに発行し、そのすべてを甲に対して割り当て、交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金等の金額は以下の通りとする。

資本金：80,000,000円

資本準備金：0円

その他資本剰余金：株主資本等変動額から資本金、資本準備金の金額を減じて得た金額

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2020年10月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（吸収分割契約承認株主総会）

甲及び乙は本契約書につき承認を得るため、2020年6月30日までにそれぞれの承認機関の承認決議を得るものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後も、本事業に関し競業避止義務を負わない。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第10条（本契約の変更及び解除）

本契約締結から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに第7条に定める株主総会の承認を得られなかった場合、並びに、本吸収分割の実行に必要とされる関係官庁の許認可等が得られなかった場合には、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、これを定める。

2020年5月26日

甲

大阪府大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号
イトアンド株式会社
代表取締役 仲田浩康



乙

大阪府大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号
株式会社大阪王将
代表取締役 仲田浩康



別紙 1

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する本事業に属する資産、契約その他権利義務は、効力発生日において甲が有する本事業に属する次の権利とする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、本吸収分割の効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

1 承継する資産

(1) 流動資産

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する現金、預金、売掛金、商品、製品、その他の流動資産

(2) 固定資産

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する建物、工具、器具及び備品、土地、無形固定資産、その他の固定資産

(3) 投資、その他の資産

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する保証金、長期前払費用等その他の資産

2 承継する負債

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する買掛金、未払金、未払費用、賞与未払費用及び退職給付引当金及びその他の負債。

3 承継する雇用契約等

次の各号に定める従業員と甲との間の雇用契約その他全ての労働契約上の権利義務。

(1) 効力発生日において、主として本事業に従事する各従業員（正社員、嘱託社員、契約社員、パート社員、アルバイト等を含む）

(2) 甲が過半数労働者代表と締結する労使協定のうち、本事業に関わるもの

4 承継する契約その他の権利義務等

(1) 知的財産

本事業に関する商標権、特許権その他知的財産権に係る権利は、乙に承継しない。

(2) 雇用契約以外の契約

本事業に関して甲が締結した、取引基本契約、金銭消費貸借契約、秘密保持契約、賃貸借契約、フランチャイズ契約、業務委託契約、保険契約、その他本事業に属する一切の契約

に係る契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務。但し、これらの契約のうち、甲の本事業以外の事業にも関わる契約については、本事業に関わる部分についてのみ承継される。

5 承継する許認可等

甲が保有している本事業に関連する許可、認可、承諾、登録等のうち、法令上承継が可能であり、甲が乙へ承継する必要があると判断したもの。

6 その他

上記1項から5項に記載の権利義務のうち、分割承継が困難な契約上の地位などの一部については承継対象から除く。



別紙 3



吸収分割契約書

イトアンド株式会社（以下「甲」という）及び株式会社アールベイカー（以下「乙」という）は、甲の本事業（第2条に定義する）を乙が承継する吸収分割（以下「本吸収分割」という）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲

商号：イトアンド株式会社

住所：大阪府大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号

(2) 乙

商号：株式会社アールベイカー

住所：大阪府大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号

第2条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、甲が効力発生日（第6条に定義する。以下同じ）において営む下記に規定する事業（以下「本事業」という）等に関して有する次条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

記

甲の外食第二営業本部のうちベーカリー・カフェ営業部が所管する外食事業等に関するすべての事業

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 乙は、本分割により、別紙「承継権利義務明細表」に記載した資産、負債、契約その他の権利義務を甲より承継する。

2. 乙が甲から承継する資産及び負債の評価は、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、本吸収分割の効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

3. 前項に基づき、乙が甲から承継する債務については、重畳的債務引受の方法による。ただし、当該承継債務について、甲が履行その他の負担をしたときには、甲は乙に対して、その負担の全額を求償することができる。

第4条（割当交付する株式）

乙は、本分割に際し、普通株式8,000株を新たに発行し、そのすべてを甲に対して割り当て、交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金等の金額は以下の通りとする。

資本金：80,000,000円

資本準備金：0円

その他資本剰余金：株主資本等変動額から資本金、資本準備金の金額を減じて得た金額

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2020年10月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（吸収分割契約承認株主総会）

甲及び乙は本契約書につき承認を得るため、2020年6月30日までにそれぞれの承認機関の承認決議を得るものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後も、本事業に関し競業避止義務を負わない。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第10条（本契約の変更及び解除）

本契約締結から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに第7条に定める株主総会の承認を得られなかった場合、並びに、本吸収分割の実行に必要なとされる関係官庁の許認可等が得られなかった場合には、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、これを定める。

2020年5月26日

甲

大阪府大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号
イトアンド株式会社
代表取締役 仲田浩康



乙

大阪府大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号
株式会社アールベイカー
代表取締役 仲田浩康



別紙 1

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する本事業に属する資産、契約その他権利義務は、効力発生日において甲が有する本事業に属する次の権利とする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、本吸収分割の効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

1 承継する資産

(1) 流動資産

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する現金、預金、売掛金、商品、その他の流動資産

(2) 固定資産

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する建物、工具、器具及び備品、無形固定資産、その他の固定資産

(3) 投資、その他の資産

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する保証金、長期前払費用等その他の資産

2 承継する負債

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する買掛金、未払金、未払費用、賞与未払費用及び退職給付引当金及びその他の負債。

3 承継する雇用契約等

次の各号に定める従業員と甲との間の雇用契約その他全ての労働契約上の権利義務。

(1) 効力発生日において、主として本事業に従事する各従業員（正社員、嘱託社員、契約社員、パート社員、アルバイト等を含む）

(2) 甲が過半数労働者代表と締結する労使協定のうち、本事業に関わるもの

4 承継する契約その他の権利義務等

(1) 知的財産

本事業に関する商標権、特許権その他知的財産権に係る権利は、乙に承継しない。

(2) 雇用契約以外の契約

本事業に関して甲が締結した、取引基本契約、金銭消費貸借契約、秘密保持契約、賃貸借契約、フランチャイズ契約、業務委託契約、保険契約、その他本事業に属する一切の契約

に係る契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務。但し、これらの契約のうち、甲の本事業以外の事業にも関わる契約については、本事業に関わる部分についてのみ承継される。

5 承継する許認可等

甲が保有している本事業に関連する許可、認可、承諾、登録等のうち、法令上承継が可能であり、甲が乙へ承継する必要があると判断したもの。

6 その他

上記1項から5項に記載の権利義務のうち、分割承継が困難な契約上の地位などの一部については承継対象から除く。

別紙 2

「イトアンド株式会社の最終事業年度に係る貸借対照表」

2020年3月31日決算のもの

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位: 千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,482,728	流動負債	8,227,881
現金及び預金	663,111	買掛金	2,245,245
売掛金	5,420,053	短期借入金	1,640,000
商品及び製品	750,886	1年内返済予定の長期借入金	513,178
原材料及び貯蔵品	285,761	未払金	2,135,060
その他	438,612	未払法人税等	157,863
貸倒引当金	△75,698	賞与引当金	155,505
固定資産	11,093,636	役員賞与引当金	22,220
有形固定資産	9,121,560	売上割戻引当金	830,359
建物	5,161,768	その他	528,447
構築物	131,434	固定負債	3,120,762
機械及び装置	1,854,222	長期借入金	1,765,570
車両運搬具	3,884	長期預り保証金	743,445
工具、器具及び備品	391,148	退職給付引当金	149,321
土地	1,513,892	役員退職慰労引当金	436,040
リース資産	34,028	その他	26,385
建設仮勘定	31,180	負債合計	11,348,644
無形固定資産	114,373	純資産の部	
ソフトウェア	97,845	株主資本	7,223,006
その他	16,527	資本金	2,016,378
投資その他の資産	1,857,702	資本剰余金	1,948,814
投資有価証券	10,621	資本準備金	1,948,814
関係会社株式	132,079	利益剰余金	3,258,552
関係会社長期貸付金	260,302	利益準備金	16,875
差入保証金	862,445	その他利益剰余金	3,241,677
繰延税金資産	432,058	別途積立金	450,000
その他	238,445	繰越利益剰余金	2,791,677
貸倒引当金	△78,250	自己株式	△740
		評価・換算差額等	2,674
		その他有価証券評価差額金	2,674
		新株予約権	2,040
		純資産合計	7,227,720
資産合計	18,576,365	負債及び純資産合計	18,576,365



別紙 4



吸収分割契約書

イトアンド株式会社（以下「甲」という）及び株式会社イトアンドインターナショナル（以下「乙」という）は、甲の本事業（第2条に定義する）を乙が承継する吸収分割（以下「本吸収分割」という）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲

商号：イトアンド株式会社

住所：大阪府大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号

(2) 乙

商号：株式会社イトアンドインターナショナル

住所：大阪府大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号

第2条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、甲が効力発生日（第6条に定義する。以下同じ）において営む下記に規定する事業（以下「本事業」という）等に関して有する次条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

記

甲の海外戦略本部が所管する海外事業等に関するすべての事業

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 乙は、本分割により、別紙「承継権利義務明細表」に記載した資産、負債、契約その他の権利義務を甲より承継する。

2. 乙が甲から承継する資産及び負債の評価は、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、本吸収分割の効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

3. 前項に基づき、乙が甲から承継する債務については、重疊的債務引受の方法による。ただし、当該承継債務について、甲が履行その他の負担をしたときには、甲は乙に対して、その負担の全額を求償することができる。

第4条（割当交付する株式）

乙は、本分割に際し、普通株式8,000株を新たに発行し、そのすべてを甲に対して割り当て、交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金等の金額は以下の通りとする。

資本金：80,000,000円

資本準備金：0円

その他資本剰余金：株主資本等変動額から資本金、資本準備金の金額を減じて得た金額

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2020年10月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（吸収分割契約承認株主総会）

甲及び乙は本契約書につき承認を得るため、2020年6月30日までにそれぞれの承認機関の承認決議を得るものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後も、本事業に関し競業避止義務を負わない。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第10条（本契約の変更及び解除）

本契約締結から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに第7条に定める株主総会の承認を得られなかった場合、並びに、本吸収分割の実行に必要なとされる関係官庁の許認可等が得られなかった場合には、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、これを定める。

2020年5月26日

甲

大阪府大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号
イトアンド株式会社
代表取締役 仲田浩康



乙

大阪府大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号
株式会社イトアンドインターナショナル
代表取締役 仲田浩康



別紙 1

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する本事業に属する資産、契約その他権利義務は、効力発生日において甲が有する本事業に属する次の権利とする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、本吸収分割の効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

1 承継する資産

(1) 流動資産

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する預金、売掛金、その他の流動資産

(2) 投資、その他の資産

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する関係会社株式、その他の資産

2 承継する負債

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する買掛金、未払金、未払費用、賞与未払費用及び退職給付引当金及びその他の負債。

3 承継する雇用契約等

次の各号に定める従業員と甲との間の雇用契約その他全ての労働契約上の権利義務。

(1) 効力発生日において、主として本事業に従事する各従業員（正社員、嘱託社員、契約社員、パート社員、アルバイト等を含む）

(2) 甲が過半数労働者代表と締結する労使協定のうち、本事業に関わるもの

4 承継する契約その他の権利義務等

(1) 知的財産

本事業に関する商標権、特許権その他知的財産権に係る権利は、乙に承継しない。

(2) 雇用契約以外の契約

本事業に関して甲が締結した、取引基本契約、金銭消費貸借契約、秘密保持契約、フランチャイズ契約、業務委託契約、保険契約、その他本事業に属する一切の契約に係る契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務。但し、これらの契約のうち、甲の本事業以外の事業にも関わる契約については、本事業に関わる部分についてのみ承継される。

5 承継する許認可等

甲が保有している本事業に関連する許可、認可、承諾、登録等のうち、法令上承継が可能で

あり、甲が乙へ承継する必要があると判断したもの。

6 その他

上記1項から5項に記載の権利義務のうち、分割承継が困難な契約上の地位などの一部については承継対象から除く。

